

(第3種郵便物認可)

✉ gakugei@nnn.co.jp

私の視点

2017(平成29)年の学校教育法施行令の一部改正により、家庭や地域における体験的な学習活動などの充実を図るため、自治体ごとに、平

な体験活動などを行う機会が増え、子どもたちの心身の健全な発達が促進される。「子どもたちとふれあう機会が増える」などの効果が期待される、としています。

本年度は、平日の5月1日が「体験的学習活動等休業日」(やってみ

GW休業日の適切な運用を

西村 明倫(鳥取市晩稲、
日本心理学会認定心理士、68歳)

日を休業日に定めることができるようになった。このような休業日を「体験的学習活動等休業日」と言

よう(で)となり、GWと合わせて6連休となりますが、6連休にするこの意義は?

います。それで、25(令和7)年度、鳥取県内では、春のGWと合わせて8連休になる学校もありました。

この休業日を、すでに導入している鳥取市では、「家庭や地域で多様

例えば、鳥取市が昨年実施したアンケートでは、平日の4月30日が「体験的学習活動等休業日」となった日に、「有給休暇を取得した」保護者はわずか13%、「勤務した」は68%

で、休業日に都合を合わせられる保護者は少ないことが分かります。

また、6連休になると、子どもはいつも通りに寝起きする必要感が薄れ、生活リズムを崩しやすくなります。そのため、心身にさまざまな不調を生じやすくなります。リラックサしていた連休から、緊張やストレスを感じやすい学校生活へ気持ち切り替えるにも、相応の心のエネルギーが必要です。連休明けに、登校渋りや不登校がにわかに増えてくるのは、そのような心や体の働きも影響しています。

連休中の過ごし方は、子どもたちの、その後の心や体の調子にも影響します。GWと合わせて連休にするこの意義やデメリットをよく精査し、休業日の運用をすることがとても重要だと思えます。